

# 大規模小売店舗の変更に関する届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により以下のとおり大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、この公告の日から縦覧期間の終了する日までに宮崎県知事に意見書を提出することができる。意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を記載すること。

公 告 日：令和 8 年 1 月 5 日

届出年月日：令和 7 年 12 月 9 日

店 舗 名：宮崎山形屋

設 置 者：株式会社宮崎山形屋

縦 覧 場 所：宮崎県商工観光労働部商工政策課

縦 覧 期 間：令和 8 年 1 月 5 日～令和 8 年 5 月 7 日

届 出 概 要：別紙のとおり

様式第3（第7条関係）



※受理年月日	令和7年 12月 9日
※受理番号	07041
※備考	

変更届出書

令和7年12月9日

宮崎県知事 殿

株式会社宮崎山形屋  
代表取締役社長 山下 隆幸  
宮崎市橘通東3丁目4番12号

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

宮崎山形屋

宮崎市橘通東3丁目4番12号

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項のうち駐輪場の位置

(変更前)

駐輪場 No.	位置	収容台数	備考
第1駐輪場	<位置> (添付図面のとおり)	60台	
第2駐輪場	<位置> (添付図面のとおり)	145台	
第3駐輪場	橘通4丁目33番地 (添付図面のとおり)	144台	

(変更後)

駐輪場 No.	位置	収容台数	備考
第1駐輪場	<位置> (添付図面のとおり)	60台	変更なし
第2駐輪場	<位置> (添付図面のとおり)	145台	変更なし
第3駐輪場	橘通4丁目19番地 (添付図面のとおり)	144台	

3 変更の年月日

令和8年2月1日

4 変更する理由

現駐輪場の土地を売却するため

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

現在

第1 駐輪場：60台（店舗南側）  
第2 駐輪場：145台（再開発ビル）  
第3 駐輪場：144台（店舗北側）  
合計：349台

変更後

第1 駐輪場：60台（店舗南側）  
第2 駐輪場：145台（再開発ビル）  
第3 駐輪場：144台（店舗北側）  
※移転  
合計：349台

